

くらしの安心情報

情報ファイル NO.19

平成19年7月10日

「ブレスレット等を買って人を紹介すればお金がもらえる。」と言われ契約したが、解約したい。

被害内容

【相談者 60代 女性】

販売員から、「人を紹介する際には、商品の説明は別の社員がするから心配ない」とか、「この商品を身につけると体調が良くなる」とか言われ、気の良さそうな販売員だったこともあり、ついつい契約してしまいました。しかし、高額な商品購入のお金もないし、知人の紹介もできそうにないので解約したいのですが……。

対処方法

- ・ 今回の事例は、典型的なマルチ商法と考えられます。
(マルチ商法とは、商品を買って会員になり、知人や友人を会員にし商品を販売することにより利益を得るしくみの商法。)
- ・ この事例では、契約書面を受け取った日(買った商品をさらに販売する場合は、商品の引渡日と契約書面を受けた日のいずれか遅い日)から20日以内であればクーリング・オフができることを助言しました。
- ・ また、クーリング・オフ期間が過ぎても、解約して退会でき、一定の条件のもとで商品を返還することができます。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口・消費生活センターに相談してください。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)